

22番（平野邦夫君）〔登壇〕

皆さん御苦労さまです。日本共産党の平野邦夫でございます。改めて自己紹介をさせていただきます。議長の許可をいただきましたので、私の一般質問を始めたいと思います。

本当に、ことしは暑い夏でした。熱い戦いも相次ぎました。この間、一般質問者言われるように、夏の甲子園での北高の優勝というのは全国にその感動を広げたと、感動を共有した点では私も一緒であります。全国にこの感動を広げたという点では、早速、北海道の私の知人、高齢者の方ですけれども、外尾静子さんという方からはがきをいただきました。ルーツは武雄出身です。関係のところだけ言いますと、「佐賀は高校野球全国優勝おめでとうございます。決勝戦は私もテレビで見っていました。逆転したときは、本当に立ち上がって拍手をしてしまいました。何の戦いでも同じですね。苦境にあってもくじけずに仲間を信頼し、励まし合って戦う姿のすばらしさがあります」、まさにこの人は学校の先生出身ですから、その感動の中身、教訓というのをここに表現されたというふうに思っております。

「はだしのゲン」も感動いたしました。それぞれ立場の違いもあって感動の仕方は違うんでしょうけれども、家族愛のすばらしさというのを一つ学びました。もう1つは、戦争は絶対あってはならないことだと、あの悲惨な戦争、二十数年前に「はだしのゲン」の映画会を武雄文化会館でやったんですけれども、子供たちを中心に二千四、五百名が集まって見ました。その映画と比べましても、戦争に対するきっぱりとしたお父さんの発言といいますが、これには感動をいたしました。と同時に、一刻も早い核兵器の廃絶、これを願わずにはいられませんでした。そういう点では、武雄市の60%を超える人たちがテレビを見られたということ、一緒にいろんな思いを持って見られたという点では、大きな財産になっていくのではないかと。日本の今後の平和に大きく寄与したのではないかとというふうに私も考えております。

さて、政治の世界も熱い戦いでした。ここにおられる方々も本当に汗水流して頑張っておられたらうと。日本共産党が得票は伸ばしたんですけれども、議席が減ったことについては、私も極めて残念なことであります。しかし、これを、参議院選挙の結果をどう見ると、全体を大局的、歴史的に見るならば、自公政権の大敗、これは戦後初めてのことで、参議院の与野党が逆転したということはですね。それ自体としては前向きな大きな変化、そう考えております。それは市長は笑っておられますけれども、立場の違いでそうでしょう。あなたは残念な結果を迎えたということなんでしょう。

古い政治の枠組みを続けていては、日本の前途はないと、国民の理性的な厳しい審判が下った結果であります。年金、政治と金、閣僚の相次ぐ暴言、スキャンダル、3点セットの逆風と言われましたけれども、それだけにはとどまらずに、貧困と格差を広げた弱肉強食の構造改革路線、これに対する国民の審判、あるいは戦後レジームからの脱却を掲げた憲法改悪の押しつけ、いわゆる自公政権の基本路線、これにノーの審判を下したというところに歴史

的であり、大局的には前向きな政治変革を求めたというふうに確信をしているところであります。また、このことは自公政治にかわる新しい政治の中身を探求する新しい時代といえますが、新しい政治のプロセスが始まったということだと思います。

最近、私も「朝ズバッ！」というのをよく見るんですけども、司会のみのもんた氏が、今政治がおもしろいと、ことわけの中におもしろいというのは不謹慎かもしれませんがという断りもありましたけれども、政治がおもしろいと。その変化、激動に対するおもしろさといえますか、そういう見方だろうと。政治も熱い激動の時代の始まり、参議院選挙の結果はそういうことを示していると、そう確信をいたしております。

さて、質問に入りたいと思います。合併に係る未調整事項についてであります。

2006年3月1日に1市2町が合併し、新しい武雄市になって1年半がたちました。この合併を考える際に、いろんな枠組みが1転、2転、3転、4転したんですかね。この背景には何があったのかと。合併を考える際の基準、物差し、改めてこの間の議会での論戦を整理してみますと、1つは、住民の暮らし、住民サービスや住民負担はどうなるんだろうかと、これが第1の物差しだったろうと思います。2つ目は、住民にとっての利便性はどうなのかと。3つ目には、住民の声や実情が行政や議会にどう反映していくんだろうかと、定数52が30に減ったわけですから、住民の声がどう十分に反映されるんだろうかという心配、危惧。そして4番目には、地域の将来、経済はどうなっていくんだろうかと、こういうことが考えられたわけありますけれども、またこういう角度から地域ごとに考えられてきているわけですが、そこで、合併協議会ですべての課題が合意されて解決し、新しい市がスタートしたというわけではありません。合併に係る未調整事項を残しています。

そこで最初の質問ですけれども、私がいただいた資料の中では3つに分けて整理されておりました。上水道、下水道、あるいは条例規則など合併協定項目での未調整は、今到達が幾らなのか、未調整がどう残っているのかと。あるいは補助金関係はどうなっているのかと。公共団体の統合関係でその進捗状況、資料に基づいて私も持っておりますけれども、改めて答弁をいただきたいと思います。

議長（杉原豊喜君）

末次企画部長

末次企画部長〔登壇〕

合併の調整事項についてお答えをしていきたいと思っております。

合併の調整事項につきましては、所管部局において調整を行っているところでございます。原則といたしまして、平成19年度までに調整を行うことというふうにしております。

項目ごとに申し上げますと、合併協定項目につきましては、対象未調整事項として45、調整済みが16、未調整が29、進捗率で35.6%というふうになっています。補助金関係につきましては、対象の未調整事項として27、調整済みで20、進捗率で74.1%、未調整ということで7

項目、公共的団体につきましては、対象未調整事項としまして27、調整済みとして21、進捗率が77.8%、未調整が6というふうでございます。

議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

22番（平野邦夫君）〔登壇〕

今、資料に基づいて答弁いただきましたけれども、そこで、合併協定項目で19年7月時点、これはさっき言われたとおりですね。そこで、この資料をずっと見ておきますと、上水道、下水道、先ほど論議があっておりましたけれども、料金の不統一に関することですね。市長が武雄市行政問題専門審議会に諮問をして答申を受けて、議案として成案をし、議決を求める。こういう調整というとおかしいですけれども、解決の方向が示されている。そしたら、都市計画事業で見ますと、都市計画区域及び用途区域は、現行のとおり、新市に引き継ぎ合併後必要に応じて見直しを行うと。都市計画審議会については、新市において平成19年9月に新しい審議会を設置する。先ほど部長は、19年度中にはすべて調整が進むようなことを言われましたけれども、20年のものも書いてありますよね。平成20年を目指すとか、まだ目標年次が書いてないところもあります。そうしますと、行政問題専門審議会で解決する分、あるいは関係部局で解決する分とか、あるいは地域審議会に諮る分だとか、そういう未調整項目についてはどういう機関で解決されようとしているのか、その答弁をお願いしたいと思います。

議長（杉原豊喜君）

末次企画部長

末次企画部長〔登壇〕

お答えをしていきたいと思えます。

合併の未調整事項につきましては、行政全般にわたっているというふうなことでございまして、所管部局で所掌し調整を行っているところでございます。下水道使用料、水道料金につきましては、行政問題審議会で審議をしているところでございます。未調整事項の全体の進行管理という分については、行政改革課の推進本部で行っているところでございます。

議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

22番（平野邦夫君）〔登壇〕

合併協定項目の3番目にある条例規則等の取り扱いについては、各課必要に応じて議会提案をし、これは平成18年4月に調整済みだと。ここでいう議会に提案される条例規則等とあるのは、この等の中に要綱も入っていますか。議会に提案されるというその条例規則等、この等の中に何が入っていますか。

議長（杉原豊喜君）

末次企画部長

末次企画部長〔登壇〕

お答えをいたします。

原則的に条例は、議会のほうに提案をすると。要綱については、条例に付随するものもあるかも知れませんが、基本的には告示のほうですというふうになります。

議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

22番（平野邦夫君）〔登壇〕

そんならわざわざ、条例規則等の取り扱いの「等」は抜かしてもいいでしょう。これは、各課必要に応じ議会に提案するんだと、平成18年と書いていますね。私が要綱と言いました。確かに条例を提案されるときに、本来ならば条例と規則はセットして、そして、条例を議会提案し、議会で審議をし、そういう規則まで含めて審議をし、議会で採決に付すと。案外条例だけ出てきて規則までセットされませんか。だからこれは、今からそういうふうにするんだらうかなと。「等」とありますので要綱もそういうふうな取り扱いになっていくのかなと思いましたので、あえて質問を求めたところです。

それで、どうしてこれを質問しているかといいますと、武雄市自治公民館建築費等 ここにも「等」がありますね 補助金交付要綱について質問するわけですがけれども、この告示は平成19年5月21日から施行し、19年度分の補助金から適用すると。未調整の問題点の指摘としましてはどうなっているかといいますと、旧市町間で補助金額の格差があり過ぎるため、各自治公民館における新築、増築等の調査を実施する必要がある。この格差を是正し、格差を正して平準化することは当然だと私もそう思います。結果として、旧武雄市については、これまで自治公民館の建設については、上限300千円までと、集会場はその対象にはしませんと。あるいは、山内、北方それぞれ建設費の3分の1まで補助しましょうとか、補助金の取扱要綱につきましてはそれぞれ違いますよね。新しく告示された内容を見ますと、旧武雄市にとってみますと、これがあるなら集会場もつくろうとか、あるいは増改築に取りかかろうとか、そういうところが出てきます。しかし、山内、北方にとっては、これはある意味中身は従来よりも後退している向きもあると。こういう場合に、地域審議会にはかけられたのかと、ここはどうですか。

議長（杉原豊喜君）

古賀教育部長

古賀教育部長〔登壇〕

お答えいたします。

今回の自治公民館等の改築費等の補助金交付要綱については、地域審議会等にはかけておりません。

議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

22番（平野邦夫君）〔登壇〕

この地域審議会が合併と同時に1市2町それぞれにできました。その地域審議会の所掌事務、新市建設計画のうち当該区域に係る計画の変更及び執行状況に関し、市長の諮問に応じて審議し答申すること。あるいは2つ目には、執行状況及び必要と認める事項に関し、市長に意見を述べることと。こういうふうに所掌事務を3つに分けて書いてあります。それで、7月30日の臨時議会が終わった後の全員協議会で、市長も忙しい中出てきて、このことに関する議会への提案、審議がなかったということに対する陳謝をされました。

そうしますと、改めて市長が諮問することができる、地域審議会はそれに対し意見を言うことができるという役割がありますね。ですから、地域審議会を市長としてどう位置づけられているのか、料金の不統一、これを統一させていく、地域の人たちの意見を酌み上げる場、そういうことからしますと、確かにこの間、北方町地域審議会3回、山内町地域審議会も3回、それぞれ3回開かれています。合同の会議も3回開かれています。議事録を見せてもらいましたけれども、この件に関しては触れられていません。

そこで、市長どうですか、この市長が諮問する、そういうものはこの専門審議会にすべて限られてくるんですか。

議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

ものによると思います。地域審議会というのは、基本的にもう少し大枠でざっくりしたような、例えば、新市建設計画の執行状況であったりとか、あと各種計画の見直しであるとか、もっとこういうふうにしなさいであるとか、あるいは福祉、廃棄物処理、消防等の施策で地域に深くかかわる部分については、私は地域審議会が審議すべき事項だというふうに理解をしております。

私は、この統一料金の件が前回は要綱だったというのは失敗したというふうに思っております。これは、私は議会マターだというふうに思うんですね。ですので、今回の件は要綱ということで議会に深い御理解と私もおわびを申し上げましたけれども、次回こういう料金が絡むこと、あるいは住民負担を伴うようなことは、きちんと条例で審議をお願いしたいというふうに思っておりますので、これは地域審議会、あるいは審議会というよりは、むしろ最終的には議会のマターだというふうに理解をしております。

議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

22番（平野邦夫君）〔登壇〕

市長が今答弁されたように、こういう場合、これは要綱にはそぐわないと、むしろ議会でしっかり論議して、全市的な意見をそこで集約させていく、これは当然だと思います。要綱というと条例、規則、要綱になっていくわけですから。しかし、料金を統一するとなりますと、ほかのごみ処理、し尿処理は条例案件ですよね。ですから、市長がこの前7月30日に陳謝された中身が今わかりました。そのとき議長も知らない、副議長も知らない、福祉文教常任委員長も知らない間に要綱が決まったと、議長はこういうことが二度とないようにということを改めてそこで表明されましたけれども、そういう点で、今言われたこういう料金の統一、料金の変更については所管の常任委員会はもちろんですけれども、議会全体で審議をしていく、その道筋をつけられたという点では、これはこれで評価をし、次の質問に移りたいと思います。

未調整項目の中のごみ・し尿処理事業について質問を移していきたい。

これはまさに条例で定められた料金体系ですね。そこで、武雄市廃棄物の処理及び清掃に関する条例、平成18年3月1日、これは合併と同時に議決をされております。もちろん我々今の30人の議員というのは、この条例の制定にはかかわっていません。ですから、合併の手引きではどうなっているかといいますと、これは私の認識をただす意味で質問しているんですけれども、そのやむを得ない事情がある場合についての暫定措置だという位置づけですね、そこは間違っていないか。合併に伴う条例規則の暫定施行についてというのがこの手引きの中にあります。暫定施行できる合併規則の内容では、暫定施行の決定に当たっては、合併期日までに調整がなし得ない等、市にやむを得ない事情がある場合についての暫定措置であることに十分留意することと。ここで言う十分留意することというのは、武雄市廃棄物の処理及び清掃に関する条例ではどこを留意したのか、そこを答弁いただきたいと思います。

議長（杉原豊喜君）

松尾まちづくり部長

松尾まちづくり部長〔登壇〕

お答えいたします。

合併協議会にかけられたときのし尿処理に関する文書がございますが、ここの中で、北方は杵東地区衛生処理場組合に属しており、江北町、大町町及び白石町と均衡する必要もあるため当面現行のとおりとするという、これは案の段階です。それを受けて、そのまま合併協議会での確認事項としては、し尿処理については、武雄市山内町衛生処理組合及び杵東地区衛生処理場組合の処理能力及びその対象地区の状況から現行のとおりとするというふうに確認がされております。

議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

22番（平野邦夫君）〔登壇〕

先ほど言いました十分配慮することとそういう体制上の違いだけですか。それは具体的に条例にあらわれていますよね、どういう点を配慮したかということではですね。その質問に行く前に、手引きによりますと名称や内容は類似しているけれども、合併関係団体のいわば1市2町、制度に差異があり、新設団体 新武雄市ですね 設置日において統合等の調整が困難なため新設団体において統合案を決定する必要があるもの。ですから、暫定施行だと、この条例はですね。

そこで今、そういう体制の違いがあって配慮したんだという説明ですね。そこで、ごみ・し尿処理事業の条例に関して、一般廃棄物手数料についての合併前の武雄市、山内町、あるいは合併前の北方もそうです。2つの制度で徴収されております。別にこれはどちらが云々ということはここでは質問しませんけれども、この料金の違い、部長は配慮の一つだと言いますけれども、料金の違い、制度の違い、これで実施していくんだと、条例上の根拠はどこにあるんですか。暫定措置といえども条例は条例ですよ。その根拠を示していただきたい。

議長（杉原豊喜君）

松尾まちづくり部長

松尾まちづくり部長〔登壇〕

武雄市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の中の第18条に、別表1により算出した額を徴収するというふうに決まっております。それでよろしいですか。

議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

22番（平野邦夫君）〔登壇〕

部長としてはそう答弁するしかないですね、別表1に書いてありますので。

私が言ったのは、その配慮の中に附則で示されている第18条、これは今部長が言った一般廃棄物処理手数料の別表に関してくると。第19条は減免措置。私が問題にしているのは、この附則です。第27条以下、附則、この条例は、平成18年3月1日から施行すると。経過措置、3月1日前後、3月1日までの分は、従来の条例でやりますよと。3月1日以降の徴収については、以前の料金体系で徴収しましょうと。これは経過措置ですね。

もう1つは、この経過措置の中の3のところ。当分の間、処分手数料の項中のプラスチックに係る規定は、合併前の武雄市及び山内町の区域には適用しないと。北方町は、プラスチック類は袋を設けて徴収していますよと。これは、旧武雄市、山内町に適用しませんよ、北方町だけですよと、こういう位置づけですね。

もう1つは、附則のところに、小規模企業者に対する指定袋の特例、これは従来山内町、北方町は事業所袋を請求されていませんでした。合併と同時に事業所袋を実施すると。ただ

し、小規模企業者が排出する事業系一般廃棄物については、当分の間、家庭系廃棄物の取り扱いによる指定袋でいいですよと、小さな商売をやっているところは、事業所だけれども、それは家庭用袋で出されてもいいですよと、こう附則で書いてあります。ところが、先ほど私が質問した別表1の中にあるし尿収集事業についての2つの制度、2つの料金体系、割合からいいますと北方町のそれまでの歴史があるわけですから、そこそこの事情がありますので、ただ、制度の違い、料金の違いは別表の中に書かれていますね。別表の中には、プラスチック袋についても1枚につき20円という規定があるんです。

このし尿処理に関する、し尿収集に関する手数料については抜けておるんじゃないですか。別表1だけでいいんですか。事業所ごみ袋とプラスチックについては附則で書いているけれども、これについては附則で決められていない。これはどういうことですか。これは市長に聞きましょうかね。

議長（杉原豊喜君）

松尾まちづくり部長

松尾まちづくり部長〔登壇〕

条例のその別表1の中に、山内と武雄はこうこうする、北方はこうするという表がありますので、これが根拠になっております。

議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

22番（平野邦夫君）〔登壇〕

別表1で全部片づけるというわけですか。それは何でプラスチックごみはこうだ、事業所ごみはこうだとそこだけ附則に書いておるんですか。これは本来附則に書くべきだという答弁もあっていいんじゃないですか。

議長（杉原豊喜君）

松尾まちづくり部長

松尾まちづくり部長〔登壇〕

合併協議会の確認事項の中に、ごみ処理については云々かんぬん合併後、速やかに調整するという言葉が入っています。し尿処理については、現行のとおりとするということで調整するという言葉が入っておりません。そういうことで、ごみ関係については、調整があるということです。

〔22番「なるほど」〕

議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

22番（平野邦夫君）〔登壇〕

ということは、当分の間と書いているこの2つについては、暫定措置じゃなくて新しい条

例で制定するけれども、し尿収集手数料については、この制度の違い、料金の違いそのままずうっといくんだと。先ほど末次企画部長が言ったように、19年度中に整理すると、その整理の対象から外れているんですか。市長、それでいいんですか。料金というのは、同じ条例規定でしょう。これは、ずうっと新条例の中にもその料金の不統一、制度の違い、そのままずうっといくと、例外規定だけ設けるんですか。

議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

末次企画部長が答弁したように、いろんな今合併未調整事項については協議がされております。正副市長にその話が上がってきた時点で、適切かつ迅速な対応をしていきたいというふうに思っております。

議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

22番（平野邦夫君）〔登壇〕

部長答弁と違うじゃないですか。迅速、適切な対応というのは、私言いましたように、部長答弁では、し尿処理手数料についてはそのままいくんだと。市長が言う適切、迅速に対処すると。どういう方向で上がってくるかによって正副市長で判断するということですか。そうすると、さっき公民館の補助金、交付金の違いは議会できちんと議決すべきだったと。暫定措置という位置づけですよ。やむを得ない事情がある場合は暫定措置で条例を専決処分すると。専決処分したのは、市長代理者ですよ。これは暫定措置だから、19年度中には新条例を制定して議会に提案すると、こういう道筋がここで示されているはずだと思うんですね。そういう点では、いつまでもこれにこだわりませんけれども、条例で通させていくのか、あるいは制度の違い、料金の違いをこのままずうっと延ばしていくのかと、これはちょっと、結論だけは市長答弁してくださいよ。迅速、適切な対応というのは、条例できちんと統一するのかどうかということを含めてですね。

議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

私は、熟慮に熟慮を重ねるタイプの人間であります。そういったことから勘案すると、私が迅速かつ適切と申し上げたのは、決めた時点でそれについて速やかに議会の皆様に報告、御相談をするという意味であります。私は、今この議会でこういう質問があって、こういう問題があるということを知って初めて理解をしたところであります。

そういうことで私は、庁内できちんと議論をしてもらって、先ほど答弁したとおり、正副市長でしっかりした判断をして、その上で議会の皆さんたちにお諮りをしたいと、このよう

に考えております。

議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

22番（平野邦夫君）〔登壇〕

議会の質問で初めて知ったというのは、それは遅過ぎますよ。質問の通告締め切りは30日でしたよね。各課の勉強会等でもあったんでしょから、質問を通じて初めて知ったというのは、それはあんまり歓迎する答弁ではありませんね。

次は福祉行政に行きます。

最初に、社会福祉協議会の生活福祉資金貸付制度について質問を移していきたいと思います。

制度の要綱、その目的は既に市長御存じですよ。もう長いこと昭和25年からこれは制度化されているわけですから。改めて言うまでもないかも知れませんが、その制度の要綱、その目的は、このパンフレットの貸し付けの御案内の中にも書いてありますとおり、いわば低所得世帯、高齢世帯、障害者世帯などに必要な資金の貸し付けと相談援助を行い、世帯の経済的自立と生活意欲の助長並びに在宅福祉と社会参加の促進を図り、安定した生活を送られるよう支援することを目的とします。これは、事業主体が佐賀県社会福祉協議会、ここが発行したパンフレットの制度の説明です。独立自覚に必要な資金の融通を他から受けることが困難であると認められる者、これは県が要綱で定義している低所得者世帯という場合の定義です。これは、NHKがこの間、ワーキングプアというのを2回にわたって放映しました。第3弾を放映するというふうに予告がございましたけれども、まさにそこに象徴されるように確実に貧困と格差の度合いというのは広がってきております。

厚生労働省社会援護局地域福祉課が全体の統括をやっているわけですがけれども、実施主体は佐賀県社会福祉協議会、平成14年以降5年間の実績を福祉のほうにつくっていただきました。この実績を見ていますと驚いたんですけれども、果たしてこれは全国に共通した実績なのかどうかというのは資料がないのでわかりませんが、何でこんなに、実績を見ましてね。5年間の経過を見ようということをつくってもらったんですけれども、平成14年、佐賀県全体では226件、これが新規貸し付けとして出されております。全体の貸付総額が214,000千円、平成15年が、そのとき武雄市がどうだったかといいますと、14件。中身は武雄が6件、山内が2件、北方6件と。平成15年、県は210件、194,000千円。その段階で武雄市は1市2町合計しますと11件、これが平成16年にがたっと落ちるんです。平成16年は県全体では44件、いわば5分の1に落ちてしまう。金額も57,000千円で抑えられる。武雄市は1市2町あわせて全くゼロと。平成17年、これはすべてゼロですよ、武雄市も佐賀県全体もゼロ、何が起こったのかと。平成18年、幾らか取り戻したって全県で6件ですから、やっていないのと一緒にですよ。これは、何で16年度以降、特に17年何が起こったんですか。これは

県ですから、前もって事業主体は佐賀県社会福祉協議会ですよと。この実績は県を通じて出された資料ですよ。最初にいただいた資料は、県がつくった資料ですけども、新規貸し付けは書いていなかったんですよ、これじゃわからんと。毎年低所得世帯がふえているのに、こういう公的な資金貸し付けのセーフティーネットとしましては、唯一そこしかないわけでしょう。16年から17年にかけて何があったんですか。

これは答弁をお願いしたいと思います。

議長（杉原豊喜君）

國井くらし部長

國井くらし部長〔登壇〕

この貸付金の制度のつきましては、今議員おっしゃるとおり、社会的弱者の救済、生活支援ということであっております。特に16年度から減っているところでございますけれども、16年度に滞納額が264,000千円ということで、原資が1,338,000千円、現在既に10億円貸し付けています。原資が目減りしているということで貸し付けが少し厳しくなっているようでございます。

議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

22番（平野邦夫君）〔登壇〕

いわば県がやっている貸付制度で、他の市中銀行とは違う、ましてや消費者金融とは違いますよね。その社会福祉協議会が貸しはがし、貸し渋りに入ったんですか。一番わかりやすいでしょう。260,000千円の滞納がある、13億円の原資。この13億円の原資というのは税金でしょう。この負担割合はどうなっているんですか。

議長（杉原豊喜君）

國井くらし部長

國井くらし部長〔登壇〕

負担割合については、ちょっと調べて後でお答えいたしたいと思っておりますけれども、一応貸し渋りというより、県のほうとしましてもやはり滞納という部分を考えまして、貸さないというわけじゃないと。ただ、保証人等がしっかりしたということで、貸し付けは行っております。

議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

先ほどは部長から答弁したとおり、余りにも貸して、それで原資がなくなってきた、その点本当は貸したいけれどもその原資がなきがゆえに、やっぱりなかなか今の状況では貸せないといった状況下でありますので、いわゆる銀行等の貸しはがしとか、貸し渋りとはちょっ

と意味が違うんじゃないかなというふうに思っております。

そして、先ほどちょっと答弁すればよかったんですが、質問のときに初めて知ったと言ったことは、質問通告のときに初めて知ったということでもありますので、十分勉強したつもりであります。

議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

22番（平野邦夫君）〔登壇〕

例えば、大銀行の不良債権処理、バブル崩壊後一番銀行がいわばあおったわけですよ、バブルは。それで、結果としては不良債権が生まれてこれはどうするかと、結局、今回収めているとはいうものの国民の税金を投入したわけでしょう。そうですよ。

そして、部長今答弁しましたけれども、こういう厳しい条件ではあるけれども、保証人等々を出してもらってそれでも貸していると。しかし、今さっき言いましたけれども、17年度は県でゼロじゃないですか。貸さないということでしょう。260,000千円の滞納がある、いわば不良債権という言葉は使いたくないですけども、わかりやすい言葉を言えばそうですよね。この原資の13億円というのは、国が3分の2、県が3分の1出している、原資としましてはね。13億円というのは佐賀県の人口規模によってでしょうけれども、少な過ぎますよね。どうしてかということ、低所得者層が佐賀県には少ないのかという判断が一方にあるでしょう。ですから、そういう全体の判断をしますと、これは県のほうでしょうけれども、もちろん県で取り上げてもらうようにしております。

もう一つは、市長がやっぱり県に強く意見を出すべきだと。武雄市の最低賃金というのは611円が1時間8円上がったと、619円ですよ。佐賀県は下から2番目ですよ。沖縄の618円、そして佐賀県619円、1日8時間フルタイム働いて、25日働いて月125千円しかもらえない、まさにワーキングプアですよ、これを進めていっている。そういう人たちに対する公的資金の貸付制度は県がやっている生活福祉資金、これが一番いいんです。

そこで、市長に県に強く意見を上げてくれと言っていることの一つですけども、これは日本弁護士連合会が「日本の貧困と格差の拡大」という昨年出した本ですけども、そこでもう公的資金、公的融資制度は、生活困窮者の施策の一層の充実を求めるといった意見書を上げています。これが、例えば弁護士会の人たちは、グレーゾーンの問題で法定金利と異常に高い消費者金融の出資法との関係で、グレーゾーンを解決していくんだと、かなり一定の成果を上げられました。

そうすると、今度は消費者金融が貸し渋りするんじゃないかと、いわばサラ金のほうが貸し渋りするんじゃないかと、ますます所得の低い人たちが緊急時、奨学金だとか、生活資金だとか、生業資金とか、何とか手だてをしたいというときに保証人が厳しい 後で言いますけれども、なかなか貸してくれない、じゃ、どこにいきゃいいのかと。市中銀行は相手に

してくれない。結局、消費者金融に行くしかない。しかし、消費者金融も金利を下げられましたので貸し渋りに走る、一体どこに行きゃいいのかということになりかねないんです。

ですから、そういうときだからこそ生活福祉資金、社会保障制度の一環として日弁連が提案しているのは、貸し付けに保証人は不要としないかと、これは国に対する意見書です。金利を無利子にしないということなんですよ。簡単に言いますとね。社会保障政策の一環として位置づけるべきだというのが日弁連の公的資金の貸付制度に対する意見書の中身です。パンフレットを見ますと、無利子がありますよ、就学資金、奨学金とか就学支度金だとか、これは無利子です。そして、据え置き期間もあります。償還期間が20年。それから、療養介護資金、これも無利子です。償還期間は5年。

この同じ県が事業主体でやっている生活福祉資金貸付制度と中小企業向けの貸付制度、これは、バブル後に県が新しく採用した中小企業貸付制度の中で、無担保、無保証、そして金利が2%ぐらいでしたか、2.ちょっとだったと思います。この福祉制度よりも中小企業向けの貸付制度のほうが制度としてはいいんですよ。これはかなり利用者からは喜ばれている。中小業者に関しましてはね。そうであればあるほどこの福祉資金の位置づけですけども、社会保障の一環にすべきだとして政府に働きかけていく必要があるし、事業主体である県に市長を通じて強く意見を上げてほしいというふうをお願いをしたいと思います。

そこで、部長にお聞きしたいんですけども、これを借りの場合の連帯保証人は厳しくなったという経過もあるんですか、先ほどちょっと言っておられましたけど、それを答弁してください。

議長（杉原豊喜君）

國井くらし部長

國井くらし部長〔登壇〕

先ほど申しましたように、16年度から回収がなかなか難しいということで、県のほうで保証人とか、そういうところを貸し付けの基準として少し厳しくしているようでございます。ある程度の資産があるとか、ある程度の所得があるとか、そういうところで貸し付けを判断しているようでございます。

議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

22番（平野邦夫君）〔登壇〕

事業主体は県ですけども、窓口は市社会福祉協議会ですよ。本当に厳しくなったという意見は私も聞いております。今部長が言うように、連帯保証人の保有資産の状況報告書を出さないといけませんね。ちょっと厳しくなったぐらいのもんじゃないですよ、これ見ますとね。とてもじゃないけど私は保証人にはなれない。公務員の人も資産の次第ではなれないんじゃないかと。保証能力を有することを証明できる保有資産、連帯保証人の保有資産の状

況申告書を見ますと、不動産のなし、あり。ある方は土地が幾らあるのか、農地が幾らか、山林が幾らかと。建物については、自宅が何平米、その他、これは普通出しますよね。しかし、少なくともその宅地か、農地か、山林かまで聞くとところあったかなと思いますけれども、市中銀行はともかくとして。預貯金の状況、なし、あり。ありの方は普通預金は計幾らですか、定期預金計幾らですかと、株券等有価証券、種類、推定金額、ここまでは普通書きますよ。ここまで書かんところもありますね。ここまで調べなきゃいかんのかと、申告せにゃいかんのかと。

もう1つ驚いたのは、負債の状況、負債の。借入先はどこかと、借り入れたのはいつか、借入金額は幾らか、目的は何かと、年間返済額は幾らかと、残額は幾らかと、完済予定日はいつかと。これが連帯保証人の保有資産の状況申告書です。ちょっと厳しくなったというには余りにも中身が厳しいです。不動産を持っていない公務員なんか保証人になれないという話も聞きましたよ。そこにもハードルを高くしている。社会保障制度の一環じゃないですね。

私はそういった意味では、制度の目的にあるように生活の安定向上、世帯の経済的自立と生活意欲の助長、生活意欲の助長をさせたい、子供たちを大学に行かせたい、高校に行かせたい、しかし、授業料が高い、何とか貸してくれるところはないのかと、教育ローンに入る余裕もなかったと、そういう人たちがいわばセーフティーネットの一環でしょう。これを利用しようとしたときに、ここまで厳しくしますと保証人になり手がいないですよ。ですから、ちょっと連帯保証の要件が厳しくなったという程度のものじゃないです。制度はあっても、まさに形骸化し、ないのと一緒だと。

一連のことを紹介しましたがけれども、市長は県知事と近いでしょうから、ここを打開していくといえますか、こういう点では感想をどうお持ちですか、意見を聞かせてください。市長、感想はありませんか。

議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

非常に難しい質問であります。

私は基本的にこういう福祉政策もセーフティーネットという役割と、もう1つそれを担うところの持続的な運営というこの2つがどうしても求められるものだというふうに思っております。とりわけこの県社会福祉協議会の事業につきましては、国費、県費ということになると、我々の税金がそこにのしかかっているということでもありますので、一概にこれがセーフティーネットばかり言うのがいいのか。ただ、先ほど議員からあったように、余りにも今は持続的運営のためにそういうふうには走っていると、そのバランスが必要だというふうに思っておりますので、趣旨に見合った適正な運営をするようにしてほしいということにつきましては、私から県のほうには申し上げたいというふうに思っております。

以上です。

議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

22番（平野邦夫君）〔登壇〕

私は、武雄市民の置かれている経済的な状況、あるいはそういう本当に貧困と格差というのがずっと広がっていつているんですけれども、特に求職活動をやっている人たちは早く自活の道をつくりたいと、生活を安定させ向上させていきたいと。私もハローワークに何回か行きますけれども、本当に若い人が多いですよ、30代、40代、50代と。しかし、50代、40代後半、50代前後はなかなか仕事難しい。

どういう状況なのかと、ハローワークが出している月報を見ますと、まず、6月、7月を紹介しましょうかね。月間就職率が全体の50.8%ですよ。なぜか中高年は76.3%と高いです。若い人がむしろ排除されているんでしょうかね。月間の有効求職者は6月が2,000人、7月が1,960人、7月の就職率が54.7%。たくさんかえって見えていますけれども、1カ月単位で見ますと半分ぐらいしか就職できていないという状況なんですよ。

ですから、景気が回復しているのは大企業、ぼろもうけしているでしょう。空前のもうけを上げていますよ。そういう低所得者の犠牲の上に空前のぼろもうけをやっているんですよ、契約社員だとか、派遣社員だとか、3人に1人が非正規雇用と言われていす。30代以下に至っては2人に1人は非正規雇用だと。こういう人件費のコスト削減という犠牲の上に大企業はぼろもうけをやっているんです。空前のもうけだというんでしょう。

ところが、実際に武雄の状況を見ますと、果たして景気が回復したと言えるのかと、こういう状況にある。それだけに奨学金だとか、あるいは生業資金だとか、何とか貸付制度を生かしてほしいという方もたくさんおられると思うんです。平成18年には、武雄市で相談に来られたのは18件が17件だったと思いますけれども、しかし、いわば武雄市の社会福祉協議会としては何とかしたいけれども県がなかなか言うことを聞いてくれないと、じゃどこに行きやいいのかということなんですよ。

もう一つは、毎年税務課につくってもらっているんですけれども、給与所得の収入金額に関する調べというのを毎年いただいております。市全体で納税義務者の給与収入金額が42,663,000千円。大体前年比であんまり変化はありませんけれども、変化があっているのは20,000千円を超える金額が31名から35名になったと、いわゆる富裕層が4名ぐらいですから、そう大きな変動はないのかもしれない。しかし、納税義務者の給与収入金額が3,000千円以下というのは全体のちょうど50%、8,717名です。年収3,000千円といえますと、月に250千円でしょう。月に250千円ですよ、これは年齢は書いてありませんけど、その周りにパート収入だとか、そういう方々がたくさんおられますね、納税義務者以外の人たち。こういうことを見ていきますと、決して武雄市の勤労者の収入というのは、都会と比べますと高

い水準ではない。それだけに本当に苦労されている。そういう状況を見た上で、こういう公的な資金制度はいざというときの、それこそ命綱の一つでもありますよ。そこを私はぜひ政治家を強調される市長に期待するところですけども、県が市に窓口業務は委託しています。そうであれば、本当に相談に乗れるような体制、制度の充実、このことを強く県に働きかけていただきたい。もちろん我々も、武雄市だけの問題じゃありませんので、全県的に6件とか、ゼロだとか、やっていないのと一緒にですから、県議会でも取り上げてもらうように連絡をとっておりますけれども、ぜひひとつ市、県あわせてここの打開をしていただきたいということで市長にも強く要請をしておきたいというふうに思います。

議長（杉原豊喜君）

質問の途中ですが、議事の都合上、午後1時20分まで暫時休憩をいたします。

休	憩	11時58分
再	開	13時21分

議長（杉原豊喜君）

休憩前に引き続き再開をいたします。

22番議員、質問を続けてください。22番平野議員

22番（平野邦夫君）〔登壇〕

次に、生活保護行政に質問を移していきたいというふうに思います。

ここで私は改めて読み上げる必要もないんでしょうけれども、しかし、この質問の前提になる国民の生存権、これを国の憲法は25条で、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」、この憲法25条の生存権の理念に基づいて制定されたのが生活保護法。ここで言うまでもありませんけれども、その第1条の目的を見ますと、「国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。」、しかも、これは第2条で言われている、無差別平等の原則に基づいてということがうたわれております。

そこで最初の質問ですけども、平成18年度の相談件数、その武雄市における実績、これ表にさせていただきました。これ平成18年度を見ますと、武雄市で生活保護の相談に来た人たちが118人、申請が26、実際に開始されたのが22ケース、そして年度に廃止したのが35。これが全国あるいは佐賀県と比べてどうなのかというのを見てみますと、佐賀県が保護世帯数が4,539世帯、6,102人、7.10パーミルというのでしょうか。全国を見ますと、108万4,753世帯、152万5,512人、11.9パーミルですか。これで見ますと、武雄の水準というのは、決して抜きんでいる状態ではないと思いますね。それは武雄市の経済状況、勤労者の置かれている状況、こういうことの100%のあらわれなのかどうかはわかりません、この数字からはですね。

先ほどいろいろ参考になる就職率だとか、あるいは武雄市内の勤労者の平均収入だとか、そういったことを紹介しましたけれども。

そこで質問したいのは、生活保護法によりますと、施行する際の国の基本的な考え方、基本通知。これによりますと、法7条、申請保護の原則。これを生かすためには、一般の国民から見て、申請がしやすいように、保護の実施機関といえますので、福祉事務所ですか、工夫をすべきであるというふうに基本通知はその方向を示しております。先ほど示した118の相談件数に対して申請が26件、この差を見ますと、92世帯。この人たちに申請用紙をまず渡したのかどうなのかというのが第1点であります。

もう時間の関係で次の質問もあわせてしますけれども、国の基本通知によると、7条の申請保護の原則。この趣旨を生かす上で、執務の方法について次のように明らかにしております。紹介しますと、申請は様式行為ではないから、申請書の記載が整理されていなくても、所要の事項が尽くされておれば、たとえそれが手紙の形式であったとしても、申請を受け付け、それを受理する。ただし、所要の事項、必要最小限の事項ですね、これはまず申請の意思、そして家族の構成、保護を必要とする理由、これが明らかであれば申請を受理する。その後、必要ならば調査をする。これが原則だと。今、申請を受け付けるかどうかという、これが最大の問題になっていますね、特に北九州のいわゆる水際作戦。受け付けない、窓口で追い返す。そういう事態が進行してきている中で、いろんな不幸な事件が起こっている。ですから、申請がどうあるべきなのか。この基本通知の中には、いわゆる手紙の形式でもいいんだと。これは今日では口頭でもいいんだというふうに通知の解釈そのものがそう変わってきております。

そこで、最初に質問したように、92世帯、その人たちには申請書を渡したのかどうなのか。この中で、渡した人が何人おるのか。渡さずに帰ってもらったという人も含まれておるでしょう。そこの答弁からまずお願いをしたい。

議長（杉原豊喜君）

国井くらし部長

国井くらし部長〔登壇〕

お答えします。

118件の相談ということでございますけれども、この方々が全部生活保護の相談と申しましても、例えば、生活保護は世帯での保護というのが原則でございますので、私だけ保護してくれとか、それとか医療費関係で医療費がないけど、どうしたらいいだろうかと。それは高額医療の制度を利用してくださいと。そういうふうな方、諸々ありますけれども、そういうことで納得されております。

それから、申請書につきましては、全員には渡しておりません。ただし、今申しましたように、生活保護にはいろんな決まり事がありますので、やはり誤解のないように、申請書を

ばらまくという、そういうことはいたしておりません。やはり申請できる、そしてまた申請されても却下、そういうことがないように、適切なところで判断して申請書を渡しておるところでございます。

議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

22番（平野邦夫君）〔登壇〕

私は申請書をばらまけと言ったんじゃないですよ。ひどいところは、これは北九州のある区の福祉事務所ですけれども、申請書を金庫の中に納めておる。そして申請の相談に来ますと、係がいません、金庫のかぎがないので帰ってくださいと。これ行き過ぎた例ですよ。あるいは北九州の各区では、その区の福祉事務所の1カ月申請書を渡す数というのは12枚。と同時に、廃止件数は5件、ノルマを課せられている。これはサンデープロジェクトとか、朝日系のテレビで報道された内容ですけれども、もちろんこの弁護士会の報告に載っています。そうしますと、今部長が答弁した、全員に渡してない。この人には渡すべきだ、この人には渡すべきではないという判断、だれがするんですか。申請書を受け付けて、そしてその後必要ならば調査をする。そして2週間以内に結論を出す。その結論を出す期間がありますよね。決して担当者が個人で判断するわけにはいきません。そうすると、この人は生活保護の適用ができるかどうかを窓口で判断をして、生活保護の申請の意思があるのに、その申請書を渡さない。担当者の判断でいいんですか。これひとつ答弁してください。

議長（杉原豊喜君）

国井くらし部長

国井くらし部長〔登壇〕

申請書につきましては、今申しましたように、一応、面接をして、そして生活保護というのがどういうものかの説明をいたします。そして説明して、その中で、ああそんなら私どもは生活保護にはちょっと該当しないなとか、そういう方々もかなりいらっしゃいます。それから我々も全然申請書を拒否しているわけではありません。申請されるという方については申請書を出しております。そしてその後、議員が申されたように調査という形になっております。

議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

22番（平野邦夫君）〔登壇〕

そこが今最大の問題になっているんですよ。申請主義なんですよ。もう1つは職権保護もありますよね。相手が窮迫な状況の場合には職権で保護するという、申請と職権保護という2つの方法がありますね。今、部長が答弁したように、92世帯の人たちには申請書を必ずしも全部やってない。その中には生活保護を申請したいという人も入っているはずですよ。

その人たちの申請をしてもらって受理をして、そして福祉事務所で一定の期間、決裁期間と
いいますか、そこでこの人はどうなのかと。必要ならば調査をして、そして適否を決める。
これ集団で決めているはずですよ。面接は複数で対応されている。面接は複数で対応して、
この人たちが適するかどうかという判断をして、渡さないというのは、これは行き過ぎじゃ
ないかと。ですから、全国的にも申請書をきちんと窓口において、そして申請の意思がある。
その人たちには必要な書類を出してもらって、その後、面接、調査をしていく。そして2週
間以内に集団で適否を決める。このことが私は全国的にも求められているし、この差が大き
過ぎますからね。このことは強く指摘をしておきたいというふうに思うんです。

もう1つは、この同じ資料を見てみますと、18年度資料を見ますと、35件の廃止、そして
17年度、17件の廃止です。18年度が35件廃止したと。これ自然減もあるでしょう。高齢者で
亡くなったという方もおられるでしょうね。そういうことを加味した上でも、前年度倍にな
っている。この廃止というのが、また一方でかなり厳しい内容のところもあります。本当に
世界で最も豊かな国である日本と言われている、経済大国第2位だと言われている。しかも
飽食の時代だと。そう言われている今日、貧困を要因とする餓死事件、この報道が後を絶た
ない。象徴的なのが、先ほどから言いましたように北九州。3年間で毎年餓死あるいは自殺、
孤独死、昨年また自殺。2000年から2006年の間に、新聞に報道された生活困窮世帯の餓死、
自殺、この一覧表というのがあります。これ日弁連がまとめた表ですけれども、本当に中身
は深刻ですよ、一件一件見ますとね。この2000年から新聞に報道されただけでも35件、41人
の方。こういう方々が今の経済大国だと言われる中でも餓死されている。こういう事態を佐
賀県はもちろんですが、武雄市ももちろんですけどね、絶対出さないということが特に貧困
と格差の広がりの中で求められておるなということでもあります。

もう1つは辞退届け、これが強要された。これは北九州市の例。ほかにもまだあります。
広島高裁の判決では、確定判決したところでは、自立のめどがあるかどうか、客観的に判断
せず廃止するのは不法だという、これ広島高裁の確定判決した内容ですね。こういうことを
考えていきますと、これは9月8日の朝日新聞でありますけれども、この朝日新聞の見出し
を見ますと、「生活保護、そして辞退届けの強要禁止、国が自治体を指導」と、こう報道し
ています。中身を見ますと、9月6日の都道府県の担当と政令市の担当者呼んで会議を開い
た。そこで国は自治体に何を指導したのか。余りにも悲惨な事件が相次いでいますので、1
つは辞退届けの提出を強要してはならず、保護廃止を決める際には、自立のめどを聞くなど、
十分に留意する必要がある。これは当然といえば当然ですけどね、改めてこういうことを言
わざるを得ない。2つには、辞退の意思が確かであることが、廃止が適法であるための要件
だ。そして廃止決定の際には、自立のめどを聞くなど、直ちに窮迫した状況に陥ることがな
いよう留意すべきだと、こう指示しております。北九州で昨年起こった事件というのは、本
人が辞退届けを出していますね。本人の意思で出したと担当は言っている。実際にそうかど

うかわかりません。しかし、その人が残したノートには、辞退届けを書かされた、残念だと。働かないなら死ぬというのかと。そして28日間、水だけで生活している。隣近所の人たちもこれを見ていますよね。そしておにぎりが食べたいと言って亡くなっていく。こんなことが許されるのか。したがって、国は改めて辞退届け、強要してはならないという、当然のことを改めて指示しなければならないという事態になってきております。

ここで、武雄市はそういうことはないだろうという前提で聞くんですけども、35件廃止になっている。この中には自活の道、自立の道。就職ができて、安定していく、新しい生活ができる。こういう人たちも含まれているだろう。35というのは、前年比に比べて倍以上になっていますよね。その中身どうなっているんですか、答弁していただきたいと思います。

議長（杉原豊喜君）

國井くらし部長

國井くらし部長〔登壇〕

お答えいたします。

廃止の35件でございますけれども、世帯員の傷病の治癒ですね、病気が治ったから、働くことができたというのが1件、それから死亡の方が10件、それから働きによる収入の増加が8件、そして扶養者からの仕送りの増加、それから親類等の引き取り、それから老人福祉施設内の入所が4件、その他ということで、転出、保護辞退、これは年金担保で借りていた年金が償還しましたから、年金が入ってきますから、保護を辞退しますというような形であります。あとはちょっとあれですけども、刑の確定とか、逮捕とか、そういう部分があるところでございます。

それから、辞退届けについてですけども、18年度は18件、うちの方もっております。ただし、よその京都の事例のように、病気が治って、退院したからあしたからとか、そういうふうな形ではいたしておりません。我々は例えば働き先が見つかったと、仕事が。しかし、収入が安定する1カ月、2カ月、それから病気が治っても、2カ月程度は見て、そして廃止のめどがついたというところで、こういうときは辞退届けを書いてもらっているところでございます。

議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

22番（平野邦夫君）〔登壇〕

病気回復するまでは本当に早く健康になってくれと、病気を治してくれと。それが最優先の助言指導ですよ。病気が治ったからすぐ仕事につけるかということ、これもまたその人の身体的状況によって違う。ですから、基本通知では、被保護世帯、すなわち生活保護を受けている世帯の身体的条件や医師を無視して就労指導や調査などは、これは憲法で保障される基本的人権を侵害することになる。もう1つは、法27条は何を決めているかと言いますと、

指導及び指示。27条の2には、相談及び助言することができる。相手の相談があった場合です。そうしますと、今気になるのは、親類の仕送り、親類の引き取り、いわば扶養です。扶養のことを言われているんだと思うんです。扶養という問題は、これもなかなか難しい問題ですよ。先ほど武雄市内の、扶養という場合、武雄市内に限らないかもしれませんよ。しかし、扶養という場合には、相手の生活状況、経済状況もありますよね。非常に核家族が進んできている中で、そこに扶養で生活保護を廃止させる。これも行き過ぎがあると、先ほど言いましたように、基本通知に反することになる。

そこは次の質問ですけれども、ここで言う27条の指導及び指示、あるいは27条の2に言っている相談及び助言。特にこれは稼働年齢と言われる64歳以下18歳以上、この方々がおられますよね、今病気で入院しているとか、病気療養中だとか、あるいは仕事がないとか。そういう人たちが訪問回数としては多いですよ。訪問する際に、毎月1回あるいは2回という方もおられるかもしれん。そうすると、この27条の精神に基づいてされているんだろうと思いますけれども、例えば、訪問の仕方というんですか、あるいは指導及び指示、どういうふうに行われているのか。先ほど紹介しました基本通知と27条の法精神からして、どうですか。

議長（杉原豊喜君）

國井くらし部長

國井くらし部長〔登壇〕

まず、生活保護におきましては、年度当初にその世帯に見合ったケースの検討会議をいたします。その中で、生活状況、病状、その他把握しまして、訪問に行く格付をするわけでございます。A世帯は就労、要するに就労可能な人がおると。そういうのは毎月行って指導をする。そしてB世帯は病気等とか持っておられても、就労可能なところということで、2カ月に一遍、それから3カ月に一遍が大体老人世帯、それから半年に一遍が施設入所者のところというふうな形で、ケースの格付をして、その中で要するに就労指導、病状の療養指導とか、そういうふうな格付をしながら指導を行っているところでございます。

議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

22番（平野邦夫君）〔登壇〕

生活保護世帯をA、B、C、D、Eぐらいにランクづけするというのは、どうも私も。執務上、それが必要だということでしょうけども、大体人間をランクづけするというのは余りよくないことですが、あなた方の指導上、仕事上やっているというふうに理解しておきます。私が聞いたのは、27条の指導及び指示。これは生活保護法で規制されていますよね、条件つけられていますよ。この中身を私聞いたんです。そこはどうか、どういう指導、指示をやられておるんですか。特に就労可能な人とさっき言われましたね、Aラン

くと。Aランクというのはおかしいけれども。Aの人 どうも言いづらいですね。稼働年齢の人たち。どうですか。

議長（杉原豊喜君）

國井くらし部長

國井くらし部長〔登壇〕

就労指導の件でございますけれども、一応就労稼働年齢層というのが18歳から64歳までということになっております。一応、大体その年齢に該当される方が130人、そのうち就労の可能な方、130人のうち働いてもいいだろうと。これは病状調査、その他と勘案してですけれども、その方が31人。そしてそのうち19人の方が働いておりますので、我々としましては、その就労可能な方の12名に対して、一応就労援助ということを、支援ということを行っております。特に平成17年度から始まった生活保護受給者就労支援事業ということですが、これは国の方が力を入れて、就労支援をなさいということになっておりますので、職安と一緒にやっております。平成17年度は県で就労者数が22人、そのうち武雄の事務所で5人。平成18年は県全体で38人のうち武雄が6人ということで、これは就労支援の結果だと思っております。

議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

22番（平野邦夫君）〔登壇〕

その病状、そして就労可能な状況になるまでに、いろんな激励もしながら、そして援助もしていくということが大切ですよね。そこで、改めて中身を部長言いませんから、この27条の 、 、 に分けてあります。そこでは生活の維持、向上その他保護の目的達成を目的とした被保護者の自由を尊重し、必要最小限にとどめ、被保護者の意に反してはならないと。これが27条の 、 、 の中身ですよ、本人の意思を尊重なさいと。今、部長は一生涯命数を言いますけど、そういう法の精神に照らしてやっておられるだろうということを聞きよるけど、中身はなかなか言われない。どういう立場に立ってやられておるか。国は決して相手の立場、被保護者の立場に立ってというのは、なかなか難しいんですよ。老齢加算は廃止する、母子加算は廃止する、生活保護基準と年金の基準は違うから、生活保護基準を引き下げて年金に合わせるみたいなね、その行革が今進められてきている。そうすると、当然この27条の指導及び指示というのは厳しくなってきますよね。その象徴が北九州にある。そうでしょう。

1つの例だけ言いますと、7月に大腸がん、肝臓がんの摘出手術をした。そして退院されましたけれども、まだいまだに抗がん剤の適用を受けている。抗がん剤を投入している。抗がん剤を入れますと、1週間ぐらい吐き気、倦怠感、脱力感、なかなか体が思うように動かない。そういう人がおられるんですよ。がんを摘出したら、すぐ仕事できるよみたいなこ

とを言われる。軽作業ならできるでしょうと言われる。二、三時間なら仕事できるでしょうと言われる。受け取る側の気持ちを考えたら、厳しいですよ、これは。だから、私が先ほど強く言いましたけれども、27条の言う指導及び指示というのは、もっと相手の立場に立って、さっき言いました法の精神に立って、そこをいかにサポートしていくか、これが基本なんですよね。そこは今後ぜひそういう立場に立ってほしい。生活保護というのは最後のセーフティーネットですから。ですから、働く場所が確保されてというのを援助していく。職安と連携していく。ハローワークの人に聞きましたけれども、車の所有が結局ネックになってくる。例えば、AさんならAさんの場合、車が使えらるならば、車があるならば、既に5件ぐらい就職可能だったと。車の使用については制限がありますよね、資産の活用という。資産の活用についても、利用価値と処分価値と比べた場合に、利用価値が高くて処分価値が低ければ、むしろ利用価値の方を残せと、車をですね。もう10年たてば大体資産価値はゼロみたいなもんですよ、査定はね。そういう活用の仕方をさせてほしいというふうにハローワークの人は言うておられました。そこで、ぜひ日弁連のこの本によりますと、車の利用ができれば自活への道も早い。就職率は先ほど紹介しましたけれども、50%前後ですけれどもね、それでも車があれば、その可能性はもっと広がる。そこをぜひ運用を柔軟に対応していただきたいというふうに考えるんです。そこはぜひ先ほど例を出しましたけれども、その人の置かれている身体的状況、例えば、療育手帳Bを持っている女性に働きなさいと、8月いっぱいですよと、覚悟しておきなさいと。療育手帳を持っている人にこんな指導はないですよ。ですから、そこは本人の自由意思、人格を尊重する、法のもとに平等と言われるわけですから。その訪問する人も大変だと思います。しかし、保護を受けている人はなかなかもっと大変だと。どうやってそこから抜け出すか 抜け出すという言葉ちょっと撤回します。どうやって自活の道を拡大していくか、生活向上を図っていくか、安定を図るかという立場ですから、ぜひそこは心して対応していただきたいということを指摘をしておきたいというふうに思います。

そしたら、生活保護の最後の質問ですけれども、車の活用というのが、いわばある意味ではネックになっています。そこは厚労省の意見を上げることも大事ですね。普及率にしたって、もう80%超えておるでしょう。そうしますと、車を利用することによって仕事の範囲が広がるということになりますので、国への要請という点では、最後に市長の見解を、この件については聞いておきたいというふうに思います。

もう1つは、他人の車を借りて仕事に行く。これは可能なのかということがあります。その車さえあれば仕事ができる。そうしたときに、他人の名義、親類から借りる。そしてこれを使って仕事に行く。これは可能なのかどうなのか。これは福祉事務所の判断でやれるわけですから、そこは部長でも答弁いただきたいというふうに思います。

最後の景観条例と建物の高さ制限について、質問しておきたいと思います。

これは12月に条例化したいと、答弁は後でいいです。答弁いただきますよ。ではさきにいただきますでしょうか。よろしくお願いします。

議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

答弁に入ります前に、確認しておきたいことがあります。先ほど大腸がんともう1つのがんですぐ働きなさいと言っていたことを議員は主語なしで言われましたけれども、これ一体だれが言っているのでしょうか。だれがどのタイミングでおっしゃっているのかということをもまず明らかにして質問していただきたいと思います。

議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

22番（平野邦夫君）〔登壇〕

これは質問のやり取りの中で、だれがとか、だれがどう言うた、どう言われた。それを明らかにするというのは、確かにそうかもしれません。これはプライバシーの問題、人権の問題かかわってきますね。そして言うた言わんやったという事実関係もあります。ですから、私はこれはここでは言いませんよ、名前は明らかにしませんと。こう言われたという問題は幾つも例あります。それは課長なり担当の人にはこういう事例がある、ああいう事例があると言っておりますので、必要ならば、そっちの方から聞いていただきたいというふうに思います。それでいいですか。（発言する者あり）

それは、ここで質問するからには、事実確認しませんと、推測とか予断とか、そういうことで私は言いませんよ。そしてまた、先ほど紹介した人は、ことしの3月議会でも保険の問題で紹介した人です。以後、病気療養中です。通院されているという状況で、もう何カ月すれば抗がん剤も打たなくて済むようになる、健康体に取り戻せる。こういう人たちに対して、就労指導もされている。それは入院した人に言っているわけじゃないですからね。そういうことはちゃんと部長、認識されているわけでしょうから。ここで名前を言うとか、だれが言ったとかいうのは、私はそういうことはしません。

では、景観条例にいいのでしょうか。これは12月に条例化したいということですから、今後、討論する場があるでしょうからね。2点について、後で答弁いただきますよ。だから質問して、そして答弁いただいて、時間が来ればやめなければいけませんからね。先に質問だけしておきます。ここで簡単に言うておきますと、京都が9月3日から新しい景観条例を発足させた。ここで屋上広告物は禁止する、ネオンは全面禁止する、建物の高さは10階程度。結論から言いますと、大体この3つのことが条例化されて、9月3日からスタートした。私はここで言う景観条例の中で、自然の景観あるいは文化的な遺産、それも景観の1つ。そうした場合に、建物との関係で言いますと、その一定の地域、自然の景観、例えば、御船山の

周辺、桜山の周辺、あるいは黒髪山周辺、そういった本当に子孫に残していかなきゃならん、開発をしないという前提で景観条例されるでしょうから。そうしたときに高さの制限も当然出てくるでしょう。そうしたときには、私有財産との関係がありますね。いわば土地の利用が制限される。ですから、そうしたときに、合意形成をどうされていくのかというのが1つあります。アンケートの結果を見ますと、高さ制限というのは、賛成、反対、大体賛成の方がちょっと多かったんじゃないですかね、あのグラフを見ますとね。そういうのが1つあります。それからもう1つは、地球温暖化が叫ばれておる中で、これは一定の業者に指定しますと、パチンコ業界の人たちがけばけばしいネオンやっていますよね。あれはいわば景観という側面から見ても、あるいは射幸心をあおることからしても、そういう点で、あれは規制した方がいいんじゃないかなと。広告というのは伝達の表現方法ですから、ですから、そんなに上からぴちっと規制するというのは余り好ましくないかもしれません。しかし、そこは話し合っただけで地球温暖化の問題、CO₂削減の問題等々ありますので、そこは市民の合意を得られるんじゃないかという点での市長の見解をお伺いしたいと思います。

それからもう1つは、風俗営業店のネオン、看板等々については、これは青少年健全育成という立場からしますと、これはやっぱり佐賀県の広告物条例でも規制できるわけですから、こういう点での一つの市長が言う哲学と申しますが、その表現の方法、伝達の手段としての広告、これはいい場合、悪い場合あります。そこは規制、条例化する側の考え方を聞いておきたいと思います。

いよいよ最後ですけれども、質問だけしておきます。温泉ハイツの陶芸教室、これが8月いっぱい終了するというので、いろいろ決算の状況資料ももらいましたけれども、ただ話を聞きますと、武雄はいで湯と陶芸の里というのが売りですからね。また人間国宝中島宏さんが青磁の分野で、これは武雄市の財産にとどまらず、佐賀県の財産であり、いわば世界に誇る財産ですよ、人間国宝に認定されたというのは、まさに快挙だと思います。そういう点では、陶芸教室が果たしてきた歴史的な流れがあります。10月から新しく模様がえして再開するという話もありますけれども、そういう点ではどういう方向になっているのか。これは時間があれば答弁いただきたい。そのことで、まずくらし部長の方から答弁をいただきたいと思います。

議長（杉原豊喜君）

國井くらし部長。

國井くらし部長〔登壇〕

まず、病気の方の就労指導ということでございますけれども、一応、我々もケースワーカーから上がってきたケースを読んでおります。そして内容によっては手術後に就労を勧めているというようなことはほとんどありません。それで、我々も勧めて厳しかったら、もう少し猶予を見たらいいんじゃないかというような指導はしておりますので、多分、絶対そうと

は申しませんけれども、やはり病気が治られて、ある程度我々もお医者さんの判断とかは聞いて就労指導しているところありますので、その辺は申し伝えたいと思います。

それから、車につきましてですけれども、車については、確かに借りた車で乗れるかということですけど、過去、新聞配達等、それについては認めたこともありますし、また車の保有につきましても、短期間の保護の方、処分するよりも、やっぱり持っていただいて、自立するためにいいということについては、認めているところがあります。ただし、認めているのが、病院とか、例えば、子供さんが障害児とか、そういう通学等についても数件認めておるところがあります。ただ、言うように、何もかんもということは、ちょっと反対に補償の問題とか、いろいろ本人にかかってくるものがありますので、それについては制限をしているところでございます。

議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

先ほどだれが言った、言わないかということに関して、ちょっとだけ言わせてほしいと思いますけれども、これは言われた人を明らかにしてくれじゃなくて、ケースワーカーなのか、あるいは所管の人が言ったのかを明らかにしてほしいということを申し述べたにすぎません。

その上で景観条例について考えると、基本的に私は高さであったりとか、けばけばしさであったりとかというのは、建築基準法等の兼ね合いありますけれども、景観条例にもきちんと書こうと思っております。これは協議になるか指導になるかは別であります。これ従わない場合は、私は業者名を公表するといった強い規定も盛り込みたいというふうに思っております。いずれにしても、武雄の景観は財産であるというふうに考えておりますので、それに沿った景観条例にしていきたい、このように考えております。

〔22番「パチンコ屋のネオンはどうですか」〕

パチンコ屋のネオンについては、基本的に景観の最重点地区については、そのネオンというのは規制はかけられるべきだと思っておりますけれども、これはやっぱり私有財産との関係がありますので、そこは協議ということになるうかと思えます。

議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

22番（平野邦夫君）〔登壇〕

陶芸教室の再開については、10月から形を変えて再開するという話聞いておりますので、また改めて必要に応じて文書を求めていきたいというのをお願いして、私の一般質問を終わります。

以上です。